

防整施第15374号
令和5年7月12日
一部改正 防整施第14949号
令和6年6月26日

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

整備計画局長
(公印省略)

建設工事における異工種建設工事共同企業体の取扱いについて(通知)

標記について、令和5年7月12日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事について、当面の間、別紙のとおり取扱うこととしたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

建設工事における異工種建設工事共同企業体の取扱いについて

特定の工事について、複数の工事種別にまたがる有益な技術提案を受け付けるため、互いに異なる工事種別の競争参加資格を有する企業によって結成される共同企業体（以下「異工種建設工事共同企業体」という。）により競争を行わせる必要がある場合の取扱いについては、次のとおりとする。

1 対象工事等

- (1) 異工種建設工事共同企業体により競争を行わせることができる工事は、次に掲げる要件をすべて満たす工事とする。
 - ア 防衛施設における工事の特性、社会的要請等を踏まえ、複数の工事種別を融合した技術提案を求める工事
 - イ 発注工事を構成する複数の工事種別について、異工種建設工事共同企業体の構成員が各々分担することによって施工が可能となる工事
- (2) 前項の規定により、異工種建設工事共同企業体により競争を行わせることができる工事について、異工種建設工事共同企業体以外の有資格者（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第6条第1項に規定する工事等契約に係る有資格者をいう。）であって、当該工事を確実かつ円滑に施工することができるものと認められる者（以下「単体有資格者」という。）があるときは、当該工事の競争入札に当該単体有資格者の参加を認めるものとする。

2 内容

- (1) 構成員の数
構成員の数は、原則として2社又は3社とし、工事ごとに契約担当官等が定めるものとする。
- (2) 構成員の組合せ
構成員の組合せは、発注工事に対応する工事種別の有資格者であって、異なる工事種別のものの組合せとする。
- (3) 構成員の技術的要件等
全ての構成員が、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - ア 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の工事の施工実績を有すること。
 - イ 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が5年未満であってもこれを同等として扱うことができるものとする。
 - ウ 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。）又は国家資格を有する主任

技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。）を工事現場に専任で配置することができること。

(4) 代表者の要件

代表者は、構成員において決定された者とするものとする。

(5) 結成方法

自主結成とする。

3 資格審査等

建設工事における建設共同企業体の取扱いについて（防整施（事）第149号。

28. 3. 31）別紙の第1第3項の規定を準用するものとする。

4 共同企業体協定書

異工種建設工事共同企業体協定書については、建設工事における建設共同企業体の取扱いの運用について（防整施第7113号。28. 3. 31）別紙の付紙第2及び付紙第3の「建設共同企業体協定書」を「異工種建設共同企業体協定書」と読み替えて準用するものとする。

5 協議

この通知の実施に当たり疑義が生じた場合は、整備計画局建設制度官と協議するものとする。

6 委任規定

この通知に定めるほか、この通知の実施に関し必要な事項は、整備計画局建設制度官が定めることができる。